

介護サービスにおける「医療的ケア」の検討課題

山口 由美

要旨 介護福祉士については、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号。以下「介護保険法等一部改正法」という。）が平成23年に公布され、介護福祉士の業務内容に喀痰吸引等が追加された。平成27年度以降は、介護福祉士がその業務として喀痰吸引等を行うことが可能となり、介護福祉士養成施設の養成課程においても、「医療的ケア（喀痰吸引等）」が学習内容に組み込まれた。「医療的ケア」という用語は介護保険法等一部改正法以前より用いられていた用語であるが、法律等での定義がない。

そこで本研究においては、「医療的ケア」の用語について整理をし、検討課題を明らかにすることを目的として研究を進めた。

その結果、「医療的ケア」という用語は、それぞれの専門分野で「範囲」「実施者」が様々であり、わかりにくい内容になっていることがわかった。今後、地域包括ケアを進めていく上においては、「医療的ケア」の定義を整理し、他職種が共通の認識をもてることが望まれる。

キーワード：医療的ケア 介護福祉士

I. はじめに

我が国において、経管栄養や喀痰吸引については「医行為」に位置付けられ、医師や看護師等でなければ、行うことができなかった。しかし、「介護保険法等一部改正法」が法制化され、介護人材の確保とサービスの質の向上の一つとして、介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施が可能となった。

改正により、社会福祉士及び介護福祉士法第二条の二において「『介護福祉士』とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要

な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう」と定義されるようになった。介護福祉士は、日常生活を営むのに支障がある者につき、医師の指示の下に医療行為を行うことが認められたのである。

また、第四八条の二において、介護福祉士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として喀痰吸引等を行うことを業とすることができることとなった。介護福祉士養成課程においては、「医療的ケア」は、カリキュラムにおける領域の一つにも位置付けられ、「喀痰吸引等」の講義及び演習を行うようになった。

「医療的ケア」を必要とする人たちは、居宅や施設で生活しているが、「医療的ケア」を必要と

する子どもたちも多くいる。平成29年度「特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果」¹⁾によると、公立の特別支援学校において、日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒は、平成28年度の8,116名から102名増加し、8,218名となった。全在籍者に対する割合は6.0%である。行為別対象幼児児童生徒数は、延べ26,883件の医療的ケアを必要としており、一人で複数の医療的ケアを必要としている。

行為別に見ると、延べ件数のうち、たんの吸引等呼吸器関係が68.0%、経管栄養等栄養関係が23.1%、導尿が2.5%、その他が6.3%であり、このうち鼻腔に留置されている管からの栄養注入など認定特定行為業務従事者（注2）に許容されている行為は48.2%である。

次に、医療的ケアに対応するため配置されている看護師は、平成28年度の1,665名から142名増加し、1,807名となっており、平成18年度の707名から増加傾向にある。

認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員（予定を含む。）は、平成28年度の4,196名から178名増加し、4,374名となっている。

全国の公立小中学校において、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒は858名である。

858名の児童生徒が、延べ1,248件の医療的ケアを必要とし、行為別に見ると、延べ件数のうち、たんの吸引等呼吸器関係が48.3%、導尿が23.9%、経管栄養等栄養関係が17.9%、その他が9.9%であった。

特別支援学校に通う子どもたちへの医療的ケアは、喀痰吸引等（喀痰吸引・経管栄養）のみではなく、もう少し広い医療行為が含まれている。また、「医療的ケア」を必要とする子どもたちの人数は、少しずつ増加し、一人の子どもが複数の医療的ケアを必要としている状況である。

「医療的ケア」という用語は、「介護保険法等一部改正法」以前より用いられていたが、法的な定義はない。そのため、「行為の範囲」「行為を行う人」「研修体制」等、関わる専門分野ごとに様々なとらえ方をしている。本研究においては、「医

療的ケア」の範囲及び実施者等について整理し、「医療的ケア」の検討課題を明らかにする。

II. 報告書等における 「医療的ケア」の定義

「医療的ケア」という用語に関する法的な定義は今のところない。「医療的ケア」という用語は、「介護保険法等一部改正法」以前から用いられ、様々な分野において、様々な定義がなされている。

日本小児神経学会²⁾においては、「経管栄養・吸引などの日常生活に必要な医療的な生活援助行為を、治療行為としての医療行為とは区別して「医療的ケア」と呼ぶ」とされている。全国身体障害者施設協議会³⁾においては、急性期における治療行為としての「医行為」とは異なり、経管栄養、吸引・排便などの日常生活に不可欠な生活援助行為であり、長期にわたり継続的に必要とされるケアと定義している。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の通知⁴⁾においては、「医療的ケア」とは、法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生・管理等の医行為を指している。

また、愛知県立名古屋特別支援学校ホームページにおいては、「医療的ケアが必要な児童生徒に対して、看護師が医療的ケアを実施することにより、児童生徒の自立の促進、健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を図ることを目的としており、医療機関としてのケアではなく、教育機関での支援として実施している」とある。清水は、「医療的ケアそのものに対する認識として、主に教育活動と医行為の2種類のとらえ方があると考えられる」と述べている⁵⁾。

これらの定義から「医療的ケア」は、日常生活に必要な医療的な生活援助行為であり、生活の場、教育の場で継続して行われている日常的なケアであり、治療行為としての医療行為とは区別していることがわかる。以下は、「医療的ケア」の

表1 医療的ケアの範囲

定義者	医療的ケアの範囲及び内容
①日本小児神経学会 学校における「医療的ケア」の在り方 についての、見解と提言 ⁶⁾ (2002(平成14)年10月15日)	<p>経管栄養・吸引などの日常生活に必要な医療的な生活援助行為を、治療行為としての医療行為とは区別して「医療的ケア」とよぶことが、関係者の間では定着しつつある。</p> <p>医療的ケアは、内容(種類)により、また、同じ種類のケアでもその子の状態により、技術的なむずかしさや、起きる可能性のある事故の重大さと確率、そしてそのケアに伴い必要とされる判断や対応のむずかしさなどに、段階がある。「医療的ケア」を一律に扱うのではなく、ケアの内容と子どもの状態、さらに学校の状況等の、状況に応じた実施者が考えられるべきである。</p> <p>「医療的ケア」には、経管栄養注入や導尿など決められた時間に行う定時的なケアと、痰の吸引など必要な状態の時にすぐに行うべき随時的ケアがある。空間的に広い養護学校では、緊急性を要する随時的ケアを少数の看護師に限定しては、迅速に適切に行うことは困難である。結果として子どもの苦しい状況が長引くこととなる。定時的ケアでも対象児が多数いると少数の看護師では対応しきれない。このような実質の問題からも一般教職員による実施が行われることが必要であるという実状も、考慮するべきであると考える。</p>
②全国身体障害者施設協議会：障害者支援施設等における医療的ケア実践ハンドブック(暫定版)2009年 ⁷⁾	<p>医療的ケアとは、急性期における治療行為としての「医行為」とは異なり、経管栄養、吸引・摘便などの日常生活に不可欠な生活援助行為であり、長期にわたり継続的に必要とされるケア。</p>
③特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について 平成23年12月9日 特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議 ⁸⁾	<p>特定行為(実施できる行為) 口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養</p>
④学校における医療的ケアの必要な児童生徒等への対応について ⁹⁾ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	<p>いわゆる「医療的ケア」とは、法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。</p>
⑤長野県 特別支援学校医療的ケア実施要綱 ¹⁰⁾	<p>(医療的ケア)第7 学校において行なう医療的ケアは、原則として次に掲げるもののうち、看護師が対象児童生徒に対し医療的ケアを行うことについて支障がないと主治医により認められ、かつ、当該看護師が主治医から指示を受けたものとする。</p> <p>(1) 吸引 ア 口腔内・鼻腔内吸引 イ 気管内吸引</p> <p>(2) 経管栄養 ア 鼻経管留置による注入 イ 留置以外の注入 ウ 胃腹部・腸腹部からの注入</p> <p>(3) 導尿 ア 導尿 イ 自己導尿の自立に向けての指導・管理</p> <p>(4) 酸素吸入 ア 酸素ボンベの交換 イ 吸入器具の装着</p> <p>(5) 薬液の吸入</p> <p>2 前項に規定する学校において行なう医療的ケアのうち、担当教員が行なうことができる医療的ケアは、主治医の指示に基づく次の範囲内とする。(1) 咽頭より手前の範囲において吸引管を口から入れて行なう、口腔の中まで上がってきた痰や、たまっている唾液の吸引(2) 鼻経管留置による注入(栄養管が正確に胃の中に挿入されていることを看護師が確認した場合に限る。)(3) 胃腹部・腸腹部からの注入(胃瘻、腸瘻の状態に問題のないこと、かつ栄養管が正確に胃又は腸の中に挿入されていることを看護師が確認した場合に限る。)</p> <p>(4) 自己導尿において、対象児童生徒本人又は看護師がカテーテルの挿入を行なう場合の、尿器や姿勢の保持等の補助</p>
⑥愛知県立名古屋特別支援学校ホームページ ¹¹⁾	<p>医療的ケアの目的 医療的ケアが必要な児童生徒に対して、看護師が医療的ケアを実施することにより、児童生徒の自立の促進、健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を図ることを目的としている。</p> <p>医療的ケアの内容 医療的ケアは、医療機関としてのケアではなく、教育機関での支援として実施している。</p> <p>1. 痰の吸引 唾液を飲み込む力や痰を吐き出す力が弱い児童生徒に対して、のどにたまった分泌物で息苦しくならないように、吸引器で吸引して取り除く。</p> <p>2. 経管栄養 食べ物をかんだり、飲み込んだりする機能が弱い児童生徒に対して、胃に取り付けたチューブから胃に直接栄養を送る(胃ろう)。また、鼻や口に挿入したチューブから、直接栄養を送る方法もある。</p> <p>3. 導尿 自分で排尿が困難な児童生徒に対して、カテーテルと呼ばれるチューブを使って膀胱内の尿を出す。</p> <p>4. その他 愛知県立特別支援学校における医療的ケア連絡協議会で協議・承認され、学校長が認めた行為も行っている。(例 酸素管理等)</p> <p>医療的ケアの対象者と実施者 学校に通学している児童生徒のうち、日常的に医療的ケアを必要としている児童生徒に対して、10名の看護師が実施している。</p>
⑦医療的ケアが必要な障害児への支援の充実に向けて ¹²⁾ 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 平成29年10月16日	<p>医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと</p> <p>歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児までいる。生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要(例)気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等</p>

範囲である。

Ⅲ. 「医療的ケア」の実施者

医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医療行為を反復継続する意思をもって行うことはできなかったが、平成24年度の「介護保険法等一部改正法」により、看護師等の免許を有しない者も、医行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為（医療的ケア）に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できるようになった。制度の改正により、生活支援を行う専門職である介護福祉士のみならず、特別支援学校などにおいては、教師も「医療的ケア」を行うことができるようになったのである。

また、長野県特別支援学校や愛知県立名古屋特別支援学校のホームページにおいては、「医療的ケア」を、看護師が実施する¹³⁻¹⁴⁾とある。

医療行為を行うことができる看護師においても、教育の場で行う医療行為に対しては、「医療的ケア」を行うとしているのである。

以上のことから「医療的ケア」を実施する人

は、介護福祉士や教師のみならず、医療行為を行う看護師も含まれていることがわかる。

特別支援学校においては「生活支援行為としての医療行為」を行うため、看護師が行う行為についても「医療的ケア」という言葉を用いている。尾瀬は「介護職である私たちが「医療的ケア」に取り組む際にも「何のために」行うかということ常を忘れずにいることが重要である¹⁵⁾と述べている。「医療的ケア」を行う際や、言葉を整理するうえにおいてその行為は何のために行っているのかということを考えることは重要である。特に介護福祉士は「生活支援」の専門職として生活を支えるために「医療的ケア」を行う。今後「医療的ケア」を定義していく上においても目的を重視して整理していくことは重要である。

Ⅳ. 「医療的ケア」、「医療行為」の範囲

医師法17条において「医師でなければ、医業をなしてはならない」とある。看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会¹⁶⁾においては、「医師法第17条に規定する「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術を

表2 「広義の医療的ケア」、「狭義の医療的ケア」、「原則として医行為でない行為」「介護福祉士の行う生活支援行為」の関係性

医療行為	広義の医療的ケア (医療行為)	狭義の医療的ケア	原則として医行為でない行為	介護福祉士の行う生活支援行為
	<ul style="list-style-type: none"> ・導尿①⑥⑦ ・排便② ・気管切開部の衛生・管理等④ ・自己導尿に向けての指導・管理⑥ ・酸素ボンベの交換⑥ ・吸入器具の装着⑥ ・薬液吸入⑥ ・酸素管理等⑦ 	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔内喀痰吸引③④⑥ ・鼻腔内喀痰吸引③⑥ ・気管カニューレ内部の喀痰吸引③ ・胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養③⑥ ・経鼻経管栄養③⑥ ・経管栄養①②④⑦ ・痰の吸引①②④⑦ ・留置以外の経管栄養⑥ 	<p>医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一般的な方法による体温測定 ②児童血圧測定機による血圧測定 ③パルスオキシメータの装着 ④軽微な切り傷・すりきず・やけどなどの処置 ⑤医薬品の使用の介助 ⑥爪を爪切りで切る。爪やすりでやすりがけする ⑦日常的な口腔ケア ⑧耳垢の除去 ⑨ストーマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること ストーマ装具の交換 ⑩自己導尿補助のため導尿カテーテルの準備、体位の保持を行うこと ⑪市販のディスポーザブルグリセリン洗腸器による洗腸 	<p>食事・清潔・排泄・睡眠・移動等の介護 洗濯・調理・掃除等の家事 レクリエーション等 生活に関する助言 家族への支援等</p>

もってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（「医行為」）を、反復継続する意思をもって行うことである」と示している。

喀痰吸引等の行為が医行為であると法律的に明文化されているわけではないが、国の判断としては「医療行為」と考えられている。

社会福祉士及び介護福祉士法における「喀痰吸引等」と呼ばれる「医療的ケア」は、口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引および、経鼻経管栄養、胃ろう・腸ろうによる経管栄養の5つの内容を指す。しかし、「医療的ケア」は表1にあるように、上記5つの内容にとどまらず、導尿摘便等の医療行為も含まれている。

「医療的ケア」という言葉を整理するにあたって、喀痰吸引等の「狭義の医療的ケア」特別支援学校等で実施されている「広義の医療的ケア（医療行為）」、「原則として医行為でない行為¹⁷⁾」「介護福祉士の行う生活支援行為」に分類し、表2のように整理した。「広義の医療的ケア」及び「狭義の医療的ケア」の内容については表1の医療的ケアの範囲及び内容の定義者番号もあてはめた。

V. 「医療的ケア」の検討課題

「介護保険法等一部改正法」以前から用いられている「医療的ケア」の範囲は、現在の「医療的ケア」よりも幅広いことが分かった。また、「医療的ケア」を必要とする特別支援学校に通う子どもたちは、日常生活に必要な行為として、「医療的ケア」を生活の場、教育の場で継続して受け、「喀痰吸引等」の5種類の行為にとどまらない「医療的ケア」を必要としている。その実施者は教師や介護福祉士等である。また、「広義の医療的ケア」をはじめ「医療的ケア」を実施する多職種への指導等も担っているのは看護師である。

現在、介護福祉士養成においては、「介護保険法等一部改正法」により、「狭義の医療的ケア」が教育の一部に組み込まれた。介護福祉士は、様々な福祉の現場において多職種と協働していく。

今後様々な職種で、「医療的ケア」のとらえ方が違っている現状なども介護教育の中で伝えていく必要があると考えた。

今後、地域包括ケアを進めるにあたっては、

「医療的ケア」は、様々な専門職が、協働し、実施していくため、多職種間において共通認識をもてることが望ましい。また、「生活支援行為」としての「医療的ケア」を行うという視点は、多職種で連携していく上でも重要といえる。

VI. おわりに

今回、「医療的ケア」の定義を整理し、その範囲や、実地者等について示した。「医療的ケア」は喀痰吸引等の5つの行為にとどまらず、広い意味をもっていることを確認した。本研究は「医療的ケア」の範囲及び内容を中心に整理した。今後、「医療的ケア」対象者なども含む、概念を整理し、「医療的ケア」の研修及び実施体制の課題についても明らかにしていきたい。

引用文献

- 1) 文部科学省 平成29年度特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/_icsFiles/afiedfile/2018/03/29/1402845_04_1.pdf 2018年9月22日
- 2) 日本小児神経学会 学校における「医療的ケア」の在り方についての、見解と提言（2002年10月15日）
<http://mcare.life.coccan.jp/mcare/mc-21b.htm> 2018年10月1日
- 3) 全国身体障害者施設協議会：障害者支援施設等における医療的ケア実践ハンドブック（暫定版）2009年
[http://www.wam.go.jp/wamappl/bb05Kaig.nsf/0/09ccf44df1b88fbb49257769001cf230/\\$FILE/20100723_3iin4_2.pdf](http://www.wam.go.jp/wamappl/bb05Kaig.nsf/0/09ccf44df1b88fbb49257769001cf230/$FILE/20100723_3iin4_2.pdf) 2018年10月1日
- 4) 文部科学省 学校における医療的ケアの必要な児童生徒等への対応について
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000147112.pdf> 2018年10月1日

- 5) 清水晴美、楊娟、菅原弘他 (2012) 「特別支援学校での教員による医療的ケア実施における関係者の意識に関する研究」教育情報学研究 11, 21-27
- 6) 日本小児神経学会 学校における「医療的ケア」の在り方についての、見解と提言 (2002年10月15日)
<http://mcare.life.coocan.jp/mcare/mc-21b.htm>
 2018年10月1日
- 7) 全国身体障害者施設協議会：障害者支援施設等における医療的ケア実践ハンドブック (暫定版) 2009年
[http://www.wam.go.jp/wamappl/bb05Kaig.nsf/0/09ccf44df1b88fbb49257769001cf230/\\$FILE/20100723_3iin4_2.pdf](http://www.wam.go.jp/wamappl/bb05Kaig.nsf/0/09ccf44df1b88fbb49257769001cf230/$FILE/20100723_3iin4_2.pdf) 2018年10月1日
- 8) 文部科学省 特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について 平成23年12月9日 特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1406380.htm
 2018年10月1日
- 9) 文部科学省 学校における医療的ケアの必要な児童生徒等への対応について
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000147112.pdf> 2018年10月1日
- 10) 長野県 特別支援学校医療的ケア実施要綱
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/tokubetsu-shien/goannai/shingikai/iinkai/documents/1-02.pdf> 2018年10月1日
- 11) 愛知県立名古屋特別支援学校HP
<http://www.nagoya-sh.aichi-c.ed.jp/care.html>
 2018年10月1日
- 12) 厚生労働省 医療的ケアが必要な障害児への支援の充実に向けて
 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 平成29年10月16日
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000180993.pdf> 2018年10月1日
- 13) 長野県 特別支援学校医療的ケア実施要綱
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/tokubetsu-shien/goannai/shingikai/iinkai/documents/1-02.pdf> 2018年10月1日
- 14) 愛知県立名古屋特別支援学校HP
<http://www.nagoya-sh.aichi-c.ed.jp/care.html>
 2018年10月1日
- 15) 尾瀬順次 (2017) 京都府・乙訓地域／障がい者自立支援協議会「医療的ケア」委員会での取り組みを通して NPO法人 医療的ケアネット (編) 医療的ケア児者の地域生活を支える「第3号研修」クリエイツかもがわ 90
- 16) 厚生労働省 第1回「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」資料「医行為について」
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/02/s0203-2.html> 2018年10月1日
- 17) 平成17年7月26日付け医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について (通知)」